

次期資金管理料金について

1. 新料金額の算定にあたっての課題について

平成26年9月開催の第58回資金管理業務諮問委員会(以下、「諮問委員会」という)にて報告した、“資金管理料金のあり方等について”では、新料金の適用日を平成28年4月1日と予定していた。その後、新たに発生した以下の課題について、今後検討を行ったうえで、新料金額について審議・承認いただく必要がある。これらを踏まえて適用日は今後改めて検討する。

1) 特預金の使途

平成27年9月開催の第43回産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議(以下、「合同審議会」という)における自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書にて、「指定法人業務に必要な情報システムの改修等への使用などリサイクル料金の低減につながる使途への出えんを優先すべきである」との方向性が示された。

特預金の出えんを受けることにより資金管理業務の実施に要する費用が低減した場合、新料金額の算定に影響することから、特預金の使途に関する議論を見極めたうえで料金設定を行う必要がある。

2) 指定法人業務に関する費用負担割合の見直し

平成27年9月以降の合同審議会にて、指定法人業務に関する費用負担割合の見直しが議論される見込みである。自動車製造業者等及び自動車所有者の負担割合が変更となる場合、資金管理業務の実施に要する費用から自動車製造業者等による費用負担額を控除する額が変動、新料金額の算定に影響することから、見直し議論を見極めたうえで料金設定を行う必要がある。

3) リサイクル料金等収受に係る委託手数料の見直し

リサイクル料金等収受に係る委託手数料は資金管理料金の費用の約半分を占めており、今まで見直しを行っていないことから、コストの見直しだけでなく抜本的に算定ロジックから見直す方向で検討を開始している(資料9)。

2. 料金設定の考え方及び前提条件について

次期資金管理料金設定の考え方及び前提条件については、平成26年12月開催の第59回諮問委員会にて審議・承認をいただいたが、その後の平成27年9月開催の第43回合同審議会にて示された方向性を取り入れる形で改めて整理・検討を行っている(詳細は別紙1、別紙2参照)。

以上